

ビジネスローン規定 新旧対照表

旧	新
第1条 1. 本取引に関する契約（以下「本契約」といいます）は、本規定に同意したお客さまからの申し込みを、当社が審査し、これを承認したときに成立します。当社は、当社所定の方法により審査の結果をお客さまに通知します。 2. 当社は、お客さまに対し、本契約に基づくローン借入または返済に際して、当社の他の金融商品取引または当社の指定する事業者の商品・サービスとの取引の継続等を条件とすることはいたしません	第1条 1. 本取引に関し、お客さまのご利用限度額を設定する契約（以下「本契約」といいます）は、本規定に同意したお客さまからの申し込みを、当社が審査し、これを承認したときに成立します。当社は、当社所定の方法により審査の結果をお客さまに通知します。 2. 当社は、お客さまに対し、本契約に基づくローン借入（以下「本債務」といいます）または返済に際して、当社の他の金融商品取引または当社の指定する事業者の商品・サービスとの取引の継続等を条件とすることはいたしませ
第4条 2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、ご利用限度額をいつでも増額または減額（ご利用限度額を0円とすることを含みます）できるものとします。ご利用限度額を減額したことにより、貸越金残高がご利用限度額を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。当社が、ご利用限度額を増額または減額したことによってお客さまが受けた損害については、当社は一切責任を負いません。	第4条 2. 当社は、前項にかかわらず、当社の任意の判断により、ご利用限度額をいつでも増額または減額（ご利用限度額を0円とすることを含みます）できるものとします。なお、ご利用限度額の減額については、第18条1項第1項の規定が適用されるものとします。ご利用限度額を減額したことにより、貸越金残高がご利用限度額を超えた場合も、本規定の各条項が適用されます。当社が、ご利用限度額を増額または減額したことによってお客さまが受けた損害については、当社は一切責任を負いません。
第18条 1e. 前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報等に基づき、当社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。	第18条 1e. 前各号のほか、お客さまの取引内容、外部信用情報の悪化、その他の事由等により、当社が本取引を継続することが不適切であると判断したとき。
（新設）	第26条（情報提供） 1. お客さまは、本契約に関する連帯保証人がいる場合、その連帯保証人全員に対して本契約締結前に以下の記載事項に関する情報の提供を行うことを表明し、確約するものとします。 （1）お客さまの財産及び収支の状況 （2）お客さまが本債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況 （3）お客さまが、本債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容 2. お客さまは、本契約に関する連帯保証人から当社に対して請求があったときは、当社が、当該連帯保証人に対して、民法458条の2所定の情報（本債務の元本および本債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務にわたるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）を提供することに同意するものとします。 3. お客さまは、お客さまが期限の利益を喪失した際に、当社が連帯保証人に対して、期限の利益を喪失したことを伝えることに同意するものとします。
（新設）	第27条（連帯保証人等への履行請求に関する同意） お客さまは、連帯保証人およびこの債務を引き受けた者ならびにこれらの包括承継人のいずれかの者への履行の請求が、お客さまに対してもその履行の請求の効力が生じることに同意するものとします。
第26条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、お客さまにつき補助・保佐・後見が開始されたとき、または任意後見監督人が選任されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出ていただくものとします。すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときも同様とします。 2. 前項の届出事項に取消または変更が生じたときも、お客さまは、前項と同様に当社に届け出ていただくものとします。 3. 前二項の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。第28条（債権譲渡） 1. お客さまは、当社が将来本契約に基づく貸出債権の全部または一部を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含みます。）することをあらかじめ承諾するものとします。なお、お客さまは、債権譲渡後においても、本規定の各条項が引き続き適用されることを確認します。 2. 前項により貸出債権が譲渡された場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは、当社に対して従来どおりローン借入要項または返済予定表等に定める方法によって当社所定の返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。	第28条（成年後見人等の届出） 1. 家庭裁判所の審判により、お客さまにつき補助・保佐・後見が開始されたとき、または任意後見監督人が選任されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出ていただくものとします。すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときも同様とします。また、お客さまの補助人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見が開始された際も、同様とします。 2. 前項の届出事項に取消または変更が生じたときも、お客さまは、前項と同様に当社に届け出ていただくものとします。 3. 前二項の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
第31条（規定の改定） 本規定の内容を変更する場合には、原則として変更日および変更内容を当社所定のインターネットホームページに、相当期間掲示することにより告知したうえで変更するものとします。この場合、変更日以降は変更後の規定が適用されるものとします。	第33条（規定の改定） 1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。 2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。 3. 前2項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。
第27条から第30条	左記条項は条項新設のため、第29条から第31条へ条文番号のみ変更